第１号様式（第３条関係）

特定開発行為届

年　　月　　日

奈良県知事　殿

届出者　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊞

電話

特定開発行為をしようとするので、大和川流域における総合治水の推進に関する条例第９条第１項前段の規定により、次のとおり届け出ます。

特定開発行為の内容	特定開発行為を行う土地の所在地	
	特定開発行為の規模	㎡
	特定開発行為の目的	
	特定開発行為を行う土地の利用の現況	
	特定開発行為を行った後の土地の利用の状況	
防災調整池等の設置に関する計画		
備考		

注１　「特定開発行為の規模」欄は、特定開発行為により形質を変更する土地の面積の合計を記入してください。

２　「防災調整池等の設置に関する計画」欄について、書ききれない場合は、別紙に記入の上添付してください。

第２号様式（第３条関係）

特定開発行為変更届

年　　月　　日

奈良県知事　殿

届出者　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

---㊞

電話---

特定開発行為を変更しようとするので、大和川流域における総合治水の推進に関する条例第９条第１項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

特定開発行為の変更の内容	特定開発行為を行う土地の所在地	
	特定開発行為の規模	㎡
	特定開発行為の目的	
	特定開発行為を行う土地の利用の現況	
	特定開発行為を行った後の土地の利用の状況	
防災調整池等の設置に関する計画		
備考		

注１　「特定開発行為の規模」欄は、特定開発行為により形質を変更する土地の面積（変更後の面積）の合計を記入してください。

２　「防災調整池等の設置に関する計画」欄について、書ききれない場合は、別紙に記入の上添付してください。

第３号様式（第４条関係）

防災調整池等設置完了届

年　　月　　日

奈良県知事　殿

届出者　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　　㊞

電話

防災調整池等の設置が完了したので、大和川流域における総合治水の推進に関する条例第11条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

防災調整池等の名称		
防災調整池等の所在地		
防災調整池等の管理者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
	電話	
	権原の内容	１　所有権 ２　その他（　　）
防災調整池等の設置を完了した日	年　　月　　日	
備考		

第４号様式（第５条関係）

防災調整池等管理者変更届

年　　月　　日

奈良県知事　殿

届出者　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊞

電話

防災調整池等の管理者が変更したので、大和川流域における総合治水の推進に関する条例第12条第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

防災調整池等の名称	
防災調整池等の所在地	
防災調整池等の管理者の権原の内容	１　所有権 ２　その他（　　）
防災調整池等の管理者が変更した日	年　　月　　日
備考	

第５号様式（第６条関係）

ため池廃止届

年　　月　　日

奈良県知事　殿

届出者　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

㊞

電話

ため池の全部又は一部を廃止しようとするので、大和川流域における総合治水の推進に関する条例第16条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

ため池の名称	
ため池の所在地	
廃止しようとするため池の規模	全部廃止　・　一部廃止
	m^2
ため池を廃止する目的	
ため池を廃止した後の土地の利用の状況	
ため池を廃止しようとする日	年　　月　　日
備考	

注　「廃止しようとするため池の規模」欄は、該当するものを○で囲み、廃止する面積の合計を記入してください。

第６号様式（第７条関係）

（表）

第　　号

身分証明書

写真

所　属
職　名
氏　名

上記の者は、大和川流域における総合治水の推進に関する条例第19条第１項の規定による立入検査をする職員であることを証する。

年　　月　　日発行

奈良県知事　　印

（裏）

大和川流域における総合治水の推進に関する条例（抜粋）

（立入検査等）

第19条　知事は、第９条から第12条までの規定の施行に必要な限度において、特定開発行為をしようとする者、特定開発行為者若しくは防災調整池等の管理者に対しその業務に関し報告を求め、又はその職員に特定開発行為をしようとする者若しくは特定開発行為者の事務所、特定開発行為の対象となる土地、防災調整池等その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第26条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一　略

二　第19条第１項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者